

令和 6 年度

高等部入学者選抜募集要項



福島県立猪苗代支援学校

〒969-3283

福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字並柳西3966-2

TEL 0242-65-2151

FAX 0242-62-5083

令和6年度福島県立猪苗代支援学校高等部入学者選抜募集要項

令和6年度福島県立猪苗代支援学校（以下「本校」という）高等部の入学者選抜は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という）によって実施する。

I 入学者募集

1 募集定員

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 課程・学科 | 全日制・普通科 |
| 2 | 修業年限 | 3年 |
| 3 | 募集定員 | 5名程度 |
| 4 | 教育内容 | 特別支援学校高等部学習指導要領に基づき、本校で定めた教育課程により教育を行う。 |

2 出願資格

高等部に入学を出願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3に定められた障がい（知的障がい）のある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という）。

II 特別支援学校前期選抜

1 出願

- 1 募集範囲
原則として県下一円とし、特別の場合は県教育委員会と協議して決定する。
- 2 出願資格
この要項に示した「I 入学者募集」

2 出願資格

に定めるところによる。
なお、県立高等学校前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という）に出願する者は、特別支援学校前期選抜に出願することはできない。
- 3 出願方法
 - （1）中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）校長を通して、猪苗代支援学校長（以下「本校校長」という）に出願する。
 - （2）上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。
 - （3）原則持参とするが、遠方である等の理由で郵送により出願する場合には、書留とし、返信用封筒を同封の上、送付する。その場合、事前に本校校長に連絡する。
- 4 併願の取扱い
同一人が同時に二つ以上の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。
- 5 出願期間
 - （1）出願期間：令和6年2月5日（月）から2月8日（木）までとする。
 - （2）受付時間：午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
 - （3）郵送による出願の場合：令和6年2月8日（木）正午までに必着とする。
- 6 出願に必要な書類
 - （1）入学願書（本校所定の用紙）
 - （2）高等部入学志願に関する調査書（実施要綱様式第2号。以下「調査書」という）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。受付時間は午前9時から午後4時までとする。
※知的障がい特別支援学校中学部生徒指導要録（視覚支援学校、聴覚支援学校及び肢体不自由又は病弱特別支援学校で知的障がいを併せ有する生徒のものも含む）、又は、中学校生徒指導要録（知的障がい特別支援学級）を使用している学校においては、学習の記録（実施要綱様式第3号）を記入して添付する。
 - （3）学校教育法施行令第22条の3に定められた障がい（知的障がい）のあることを証明する書類

（「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）

ただし、猪苗代支援学校中学部から出願する場合は、この証明書類を必要としない。

（４）在学（出身）校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（実施要綱様式第４号）を添付する。

（５）入学検定料は徴収しない。

7 願書受付

（１）出願願書を受け付けた後、受験番号を記入した受験票（実施要綱様式第８－１号）を交付する。

（２）本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

8 出願先変更

（１）受付期間：令和６年２月９日（金）から２月１４日（水）までの期間内で、１回に限り、出願先を変更することができる。受付時間は、出願の場合と同じとする。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

（２）変更手続

出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続によって願い出るものとする。

① 特別支援学校前期選拔出願先変更承認書交付願（実施要綱様式第６号）を在学（出身）校長を通して本校校長に提出する。

② 特別支援学校前期選拔出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、特別支援学校前期選拔出願先変更承認書（実施要綱様式第７－１号）及び特別支援学校前期選拔出願先変更連絡書（実施要綱様式第７－２号）を交付する。

③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記特別支援学校前期選拔出願先変更連絡書を添えて、変更先の特別支援学校校長又は県立高等学校校長に提出する。

ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学願書には入学検定料として「福島県収入証紙」を貼付する。

なお、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校校長又は県立高等学校校長に提出する。

④ すでに交付を受けた受験票は返還する。

9 出願の取消し

（１）中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱様式第９号）を在学（出身）校長を通して、本校校長に提出する。

（２）上記（１）以外の者は、出願取消届を直接、本校校長に提出する。

（３）出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

2 入学者選抜

1 選抜方法

本校校長は、調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

2 選抜の期日、場所、内容及び日程

（１）期日：令和６年３月５日（火）（県立高等学校前期選抜と同一期日）

（２）場所：猪苗代支援学校

（３）内容：「学力検査」※Ｂ型、Ｃ型－ア、Ｃ型－イのいずれかで受験する。

Ｂ型：国語、数学及び作業・運動能力検査

（中学校、特別支援学校中学部で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者）

Ｃ型－ア：自立活動の諸検査

（中学校、特別支援学校中学部で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者）

Ｃ型－イ：自立活動の諸検査及び行動観察

（特別支援学校中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者）

「面接」 ※志願者全員に対して行う。

(4) 日程

B型	時 間	内 容
	8 : 2 0 ~	受 付
	8 : 3 0 ~	全体説明
	(移 動)	
	9 : 0 0 ~ 9 : 2 0	国 語
	9 : 2 0 ~ 9 : 4 0	数 学
	(着替え、休憩 2 0 分)	
	1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 2 0	作業能力検査
	(移 動)	
	1 0 : 3 0 ~ 1 0 : 5 0	運動能力検査
	(着替え、休憩 2 0 分)	
	1 1 : 1 0 ~ 1 1 : 4 0	面 接

C型	時 間	内 容
	8 : 2 0 ~	受 付
	8 : 3 0 ~	全体説明
	(移 動)	
	9 : 0 0 ~ 9 : 4 0	ア自立活動の諸検査 イ自立活動の諸検査及び行動観察
	(休憩 1 0 分)	
	9 : 5 0 ~ 1 0 : 2 0	面 接

(5) 注意事項

- ① 当日は下記のものを持参すること。
B型受験者・・・受験票、上ばき、鉛筆、消しゴム、運動着、マスク
C型受験者・・・受験票、上ばき、マスク
- ② 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
- ③ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

3 合格者発表

- (1) 令和 6 年 3 月 1 4 日 (木) 正午以降に本校昇降口前で発表する。
- (2) 合格者に対し、本校校長は、合格通知書 (実施要綱様式第 1 0 号) を交付する。その際、受験票を提示すること。
※電話による問い合わせには応じない。

4 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届 (実施要綱様式第 1 1 号) を在学(出身)校長を通して、本校校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

Ⅲ 特別支援学校後期選抜

1 出 願

1 募集範囲

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「1 募集範囲」に定めるところによる。

2 出願資格

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「2 出願資格」に定めるところ及び原則として次の (1) ~ (3) による。

- (1) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者。
- (2) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。

- (3) 他県からの転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。
 なお、県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、特別支援学校後期選抜に出願することはできない。
- 3 出願方法及び出願に必要な書類
 特別支援学校前期選抜と同様とする。ただし、入学願書（本校所定の用紙）に高等部入学志願に関する調査書等を添付して提出する。
- 4 出願期間
 (1) 出願期間：令和6年3月15日（金）から3月18日（月）までとする。
 ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。
 (2) 受付時間：午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
 (3) 郵送による出願の場合：令和6年3月18日（月）正午までに必着とする。
- 5 出願先変更
 (1) 受付期間：令和6年3月19日（火）に、1回に限り出願先を変更することができる。受付時間は午前9時から午後5時までとする。
 ただし、午後5時までに在学（出身）校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をするものとする。
 (2) 変更手続
 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続によって願い出るものとする。
 ① 出願先の変更を希望する者は、特別支援学校後期選抜出願先変更願（実施要綱様式第5－3号）、新たに作成した入学願書、受験票用紙及び調査書を在学（出身）校長を通して変更先の特別支援学校校長又は県立高等学校長に提出する。
 ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、出願先変更願、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学検定料納付済証明書（又はその写し）を貼付する。
 なお、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校校長又は県立高等学校長に提出する。
 ② 特別支援学校後期選抜出願先変更願の提出を受けた特別支援学校校長又は県立高等学校長は、志願者が先に出願した本校校長に、特別支援学校後期選抜出願先変更願の写しを持参するか又はFAXで送付すると同時に電話で連絡する。
 ③ 出願先変更希望者のいる学校長は、先に出願した本校校長に特別支援学校後期選抜出願先変更者名簿（実施要綱様式第12号）を持参又はFAXで送付すると同時に電話で連絡する。
 ④ すでに交付を受けた受験票は返還する。
- 6 出願の取消し
 この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜」の「1 出 願」の「9 出願の取消し」に定めるところによる。

2 入学者選抜

1 選抜方法

本校校長は、調査書、面接の結果に加えて、小論文（作文）又は自立活動の諸検査の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

2 選抜の期日、場所、内容及び日程

(1) 期日：令和6年3月22日（金）

(2) 場所：猪苗代支援学校

(3) 内容：「小論文（作文）又は自立活動の諸検査」

B型：小論文（作文）

（中学校、特別支援学校中学部で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者）

C型：自立活動の諸検査

（中学校、特別支援学校中学部で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を、又は特別支援学校中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者）

「面接」 ※志願者全員に対して行う。

(4) 日程

B型	時 間	内 容
	8 : 2 0 ~	受 付
	8 : 3 0 ~	全体説明
	(移 動)	
	9 : 0 0 ~ 9 : 4 0	小論文 (作文)
	(休憩 2 0 分)	
	1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 3 0	面 接

C型	時 間	内 容
	8 : 2 0 ~	受 付
	8 : 3 0 ~	全体説明
	(移 動)	
	9 : 0 0 ~ 9 : 4 0	自立活動の諸検査
	(休憩 1 0 分)	
	9 : 5 0 ~ 1 0 : 2 0	面 接

(5) 注意事項

- ① 当日は下記のものを持参すること。
B型受験者・・・受験票、上ばき、鉛筆、消しゴム、マスク
C型受験者・・・受験票、上ばき、マスク
- ② 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
- ③ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

3 合格者発表

- (1) 令和 6 年 3 月 2 5 日 (月) 正午以降に本校昇降口前で発表する。
- (2) 合格者に対し、本校校長は、合格通知書 (実施要綱様式第 1 0 号) を交付する。その際、受験票を提示すること。
※電話による問い合わせには応じない。

4 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届 (実施要綱様式第 1 1 号) を在学 (出身) 校長を通して、本校校長に提出する。
ただし、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

IV その他

1 教育相談

本校高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに本校が実施する教育相談を受けるものとする。

2 感染症にかかる特例措置について

インフルエンザ罹患者や新型コロナウイルス感染症罹患者、体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。

3 問い合わせ

不明な点があれば、本校に來校するか電話で問い合わせをすること。

案内図

